

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員季規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第9条 学校に、校長、 <u>副校長</u> 、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 (略) 3 学校に、講師、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、学校用務員、業務員、学校栄養職員、運転手、船員その他必要な職員を置くことができる。 (副校長) 第11条 <u>高等学校及び特別支援学校には、副校長を置くことができる。</u> 2 <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> 3 (略) (主任実習助手) 第31条の2 (略) 2 <u>主任実習助手は実習助手をもって充てる。</u> 3 (略) (主任寄宿舎指導員) 第31条の3 (略) 2 <u>主任寄宿舎指導員は寄宿舎指導員をもって充てる。</u> 3 (略) (事務長等) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 <u>学校に、必要に応じて副主任を置く。副主任は、上司の命を受け、分担事務に従事する。</u>	(職員) 第9条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。 2 (略) 3 学校に、 <u>副校長</u> 、講師、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、学校用務員、業務員、学校栄養職員、運転手、船員その他必要な職員を置くことができる。 (副校長) 第11条 <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> 2 (略) (主任実習助手) 第31条の2 (略) 2 (略) (主任寄宿舎指導員) 第31条の3 (略) 2 (略) (事務長等) 第33条 (略) 2～4 (略)

6・7 (略)

5・6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号 (第40条関係) (用紙 日本産業規格A4横型)

校長		副校長		教頭		事務長		係																						
																								年 月 宿日直勤務命令簿					(葉中の 葉)	
氏名	区分	日														28	29	30	31	計	延回数	支給金額								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14															
	日直																													
	半日直																													
	宿直																													
	日直																													
	半日直																													
	宿直																													
	日直																													
	半日直																													
	宿直																													
合計	日直																													
	半日直																													
	宿直																													

(注) 校長以外の決裁欄の職名については、各所属の組織等の状況に応じて変更し使用すること。

様式第11号（第40条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

年 月 日 曜日		校 長	副 校 長	教 頭	事 務 長
日 直	勤 務 者 氏 名				
	巡 視 状 況				
	受 付 文 書 電 話				
	来 訪 者				
	記 事				
宿 直	勤 務 者 氏 名				
	巡 視 状 況				
	受 付 文 書 電 話				
	来 訪 者				
	記 事				

(注) 校長以外の決裁欄の職名については、各所属の組織等の状況に応じて変更し使用すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。